

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年10月1日（平成27年（行情）諮問第598号）

答申日：平成29年1月25日（平成28年度（行情）答申第680号）

事件名：特定トンネルの交渉開始から現在に至るまでの文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の判断

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書Ⅰ及び文書Ⅱ（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定につき、審査請求人が別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8を特定すべきとしていることについて、諮問庁が別紙の3に掲げる文書ⅰないし文書ⅳを特定して改めて開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成20年3月26日付け国関整総情第483号-1による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、情報公開されなかったものがあるため、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 情報公開請求をしたが、以下の文書が情報公開されなかった。

文書1 特定Aトンネルの計画開始から2008年5月10日に至る全ての交渉記録

文書2 非課税法上の非課税猶予期間の交渉に係る書面（用地交渉記録の具体的書面）

文書3 特定Aトンネルの計画開始から2008年5月10日に至る全ての引継書等の資料

文書4 特定Aトンネルの計画開始から2008年5月10日に至る全ての資料

文書5 口頭承諾をされたとする以前の補償額明細書

文書6 同期間の特定Aトンネルの非課税の件の審査請求人等に対する説明文書等

文書7 国が特定市経由で審査請求人に渡したとされる補償額明細書等

文書8 特定Aトンネルの湧水場所と湧水量

- (2) 口頭承諾で契約が成された可能性があると思われるので、口頭承諾に
関しての見解を教示してほしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書Ⅰ及び文書Ⅱ（本件対象文書）を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、文書特定が不十分であると主張する審査請求を提起したものである。

2 関連審査請求について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求を提起後、法に基づき、処分庁に対し、「特定トンネルの交渉開始から2009年末日若しくは本開示がなされる日までの交渉記録及び本件関係書類、A課長、B課長、C課長の引継書等全て及びD課長とのやりとり（D課長の特定税務署出張等含むすべて）」を求めて開示請求（以下「関連開示請求」という。）を行った。
- (2) これを受けて、処分庁は、3度にわたる補正を行った上で、審査請求人は別表の2欄に掲げる文書①ないし文書⑨を求めていると判断し、文書①、文書③、文書⑤、文書⑥及び文書⑧に該当する文書として用地交渉記録を特定し、法5条1号又は6号柱書きに該当する部分を除き開示とする一部開示決定（以下「関連処分1」という。）を行った。また、文書②、文書④及び文書⑦については、文書不存在を理由に不開示決定を行い、文書⑨については法8条に基づく存否応答拒否を行った（以下「関連処分2」といい、「関連処分1」と併せて「関連処分」という。）。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、不開示部分の開示を求める審査請求（以下「関連審査請求」という。）を提起した。

3 本件事業について

(1) 特定トンネルについて

特定トンネルは、特定バイパス事業の一部区間である。当該バイパス事業は、特定町と特定市内における特定国道の慢性的な渋滞を解消する目的で、平成4年度に事業化され、平成7年3月から事業用地取得のための用地交渉が進められ、平成10年度に工事に着手した。その後、平成17年3月に用地買収を終了し、平成15年度には一部区間の開通に至っている。

なお、本件事業箇所の地先名は特定Aであるが、周辺住民は当該地区

を特定B地区と呼称しており、トンネル名称である「特定Aトンネル」も「特定Bトンネル」と呼称する者が存在しているところである。このことに加え、本件の開示請求書及び審査請求書等に明記されている「特定Bトンネル」は、その内容からして「特定Aトンネル」であることが明らかであることから、以下、審査請求人の言う「特定Bトンネル」については、「特定Aトンネル」として扱うものとする。

(2) 用地交渉記録について

用地交渉記録は、公共事業用地の適正な契約を行うため、用地交渉の際の結果を記録する文書であり、地方整備局用地事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第86号）に基づき作成する文書である。一般的には、用地買収の目的となる事業名、用地交渉場所、交渉年月日・時間、出席者、交渉内容、その他特記事項が記載され、用地課長以下担当者の押印がなされている。

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例について

用地買収の対象となった場合、補償金額を譲渡予定者に提示後6ヶ月以内の契約であれば、租税特別措置法33条の4に基づく課税の特例が適用され、譲渡所得の金額から5000万円が控除される。課税の特例に関する適用の判断は、被買収者が確定申告を行った税務署で行う。

4 本件請求文書について

本件開示請求書及び本件審査請求書によれば、審査請求人は、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8を求めていると認められる。

また、審査請求人は実質的に同内容の関連開示請求を行っており、本件開示請求及び関連開示請求はいずれも、「特定Aトンネル事業に関する交渉（用地交渉）を開始してから開示請求時点までの間のすべての文書」を求めていると解される。

関連開示請求では、別表の2欄に掲げる文書①ないし文書⑨を特定し、不開示部分を除いた一部開示決定（関連処分1）を行っており、これに関する関連審査請求においては不開示部分の開示を求めるとの主張のみであり、文書特定の妥当性についての主張はなかった。

このことから、審査請求人が求める「特定Aトンネル事業に関する交渉（用地交渉）を開始してから開示請求時点までの間のすべての文書」は、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8及び別表の2欄に掲げる文書①ないし文書⑨の全てであると解される。なお、文書4は「特定Aトンネルの計画開始から2008年5月10日に至るすべての資料」であるから、これは文書1ないし文書3及び文書5ないし文書8並びに文書①ないし文書⑨を指していると考えられる。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書の外に、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8が本件請求文書に該当すると主張し、その開示を求めていることから、以下、本件請求文書の保有の有無について検討する。

(1) 文書1及び文書2について

審査請求人は、審査請求書の内容からすると、具体的な日付を示した上で、特定の者と国土交通省が用地等に関する交渉を行ったことや、特定の者に対して国土交通省が行った具体的な説明について、その記録や関連する文書を求めていると解されることから、文書1及び文書2は、特定の者個人に関する用地等の交渉の記録であると考えられる

しかしながら、文書1及び文書2の存否を明らかにすると、特定の者が国土交通省といつ、どのような交渉をしたかという事実が明らかになることと同様の結果を生じさせることから、その存否を答えるだけで法5条1号の情報を開示することとなる。

したがって、文書1及び文書2が本件請求文書に該当するとしても、その存否を明らかにすることはできず、新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

(2) 文書3について

文書3は、特定Aトンネル事業に関する引継書等で、平成20年(2008年)5月10日までに作成されたもの全てであると認められる。なお、「引継書等」の「等」は、審査請求書の内容からすれば引継書に類するものを指していると解される。

処分庁に対して、文書3の保有の有無を確認したところ、処分庁は、特定Aトンネル事業の計画開始から平成20年5月10日までに作成された引継書等で最も新しいものは平成18年4月に作成された特定国道事務所用地課長の人事異動に伴う引継書であり、引継書については、地方整備局文書管理規則(平成13年国土交通省訓令第78号。以下「訓令」という。)の33条に定める「第6類」に該当し、その保存期間は、作成または取得の日から1年未満と記載されていることから、開示請求時点において保存期間は満了しており、既に廃棄済みであると説明する。

訓令33条及び34条の規定に基づき、第6類に該当する文書の保存期間は、作成又は取得の日から1年未満であることからすれば、平成18年4月に作成された引継書は、平成19年3月に保存期間は満了することから、開示請求時点で文書3が廃棄されていたとしても特段不自然な点は認められない。念のため、処分庁に対して、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書3の存在は確認できなかった。したがって、関東地方整備局は文書3を保有しているとは認められない。

(3) 文書5ないし文書7について

文書6及び文書7については、本件審査請求に係る審査請求書に記載のとおり、文書名に特定個人（審査請求人）に対して非課税の件の説明を行った事実や、補償額明細書を渡した事実が示されており、文書5についても、文書名に特定個人が明記されてはいないが、審査請求書の内容からすれば特定個人との用地交渉に関する文書を指すことは明らかである。

これらの事実自体が法5条1号に定める個人に関する情報であって、これを公にする法令の規定や慣行はないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ又はハにも該当しないので、同号の不開示情報に該当すると認められる。このため、これらの文書の存否を答えるだけで、同号の不開示情報を開示することとなることから、新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

(4) 文書8について

文書8は、特定Aトンネルの湧水場所と湧水量を示す文書であるが、通常、トンネル施工の際には、掘削することにより発生する湧水により、施工法等への影響に対する調査検討、及び事業損失の観点から周辺地域の地下水位、湧水及び井戸等の調査を実施しているところであり、本件工事についても同内容をトンネル施工前、施工中、施工後において実施している。

そこで、本件工事に関して処分庁に確認したところ、トンネル施工前の平成8年度から平成10年度にかけて、主にトンネル施工箇所において施工中に発生する湧水の調査検討、及び事業区域内を含めた周辺地域の湧水場所等の調査をしていたとのことであった。また、トンネル施工中から施工後の同12年度から13年度にも湧水箇所及び地下水位について調査をしているとの回答を得た。そしてそれぞれの調査・観測に係る文書として、「特定年度W特定バイパス水文調査報告書」、「特定年度X特定バイパス（その2）水文調査報告書」、「特定年度Y特定バイパス水文調査（その3）報告書」、「特定年月度Z水文調査結果」の計4文書を処分庁が保有していることが判明したことから、文書8に該当する文書として、当該4文書を新たに特定することとする。

また、念のため処分庁に対し、上記4文書以外の文書の保有の有無について、関係部署の執務室、書庫、倉庫等を対象として更なる探索をさせたが、文書8に該当する文書として、上記4文書以外の文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、文書8については上記4文書を新たに特定し、下記(6)において不開示とする部分を除いて開示することとする。

(5) 文書4について

文書4は、上記4のとおり、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書3

及び文書5ないし文書8並びに別表の2欄に掲げる文書①ないし文書⑨を指していると考えられる。

文書1, 文書2及び文書5ないし文書7については, 上記(1)及び(3)のとおり, これら文書に該当する文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため, 新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

文書3については, 上記(2)のとおり関東地方整備局において保有しているとは認められない。

文書8については, 上記(4)のとおり4文書を新たに開示することとする。

文書①, 文書③, 文書⑤, 文書⑥及び文書⑧については, 関連処分1において用地交渉記録を特定し一部開示決定を行っているが, そもそも文書①及び文書③の文書名には, 特定個人(審査請求人)と関東地方整備局が用地交渉を行ったという事実が示されている。

この事実自体が法5条1号本文に定める個人識別情報であって, これを公にする法令の規定や慣行はないことから, 同号ただし書イに該当せず, 口又はハにも該当しないので, 同号の不開示情報に該当すると認められる。このため, 文書①及び文書③に該当する文書の存否を答えるだけで, 法5条1号の不開示情報を開示することとなることから, 関連処分において, 法8条に基づき存否応答拒否により不開示とすべきであった。したがって, 新たに文書特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない

文書⑤及び文書⑥については, 処分庁の説明によれば, これら文書の文書名には特定個人(審査請求人)と関東地方整備局が立木伐採に関する交渉を行ったという事実が明記されていないものの, 3度にわたる補正の記載ぶりから, 審査請求人と関東地方整備局との用地交渉における立木伐採に関する記録を求めていることは明らかであることから, 用地交渉記録を特定し一部開示決定を行ったとのことである。

諮問庁としては, 文書⑤及び文書⑥で求められている文書が審査請求人と関東地方整備局との用地交渉における立木伐採に関する記録であって, 用地交渉記録を特定すること自体は妥当であると考えが, そうであれば, これら文書の存否を答えること自体が, 法5条1号の不開示情報を開示することとなることから, 関連処分において, 法8条に基づき存否応答拒否により不開示とすべきであった。したがって, 新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

また, 文書⑧については, 処分庁の説明によれば, これら文書の文書名には, 特定個人(審査請求人)と関東地方整備局との間で用地交渉が行われたという事実が明記されていないものの, 3度に渡る補正の記載

ぶりから、審査請求人と関東地方整備局との用地交渉を行ったという事実を示していることは明らかであることから、用地交渉記録を特定して一部開示決定を行ったとのことである。

諮問庁としては、文書⑧で求められている文書が審査請求人と関東地方整備局の用地交渉の事実を示しており、用地交渉記録を特定すること自体は妥当であると考えが、そうであれば、当該文書の存否を答えること自体が、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、関連処分において、法8条に基づき存否応答拒否により不開示とすべきであった。したがって、新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

文書②については、保存期間満了に伴い、廃棄したものとして、関連処分において文書の不存在を理由に不開示としている。

処分庁の説明によれば、文書②の引継書は、A課長、B課長、C課長、D課長ごとに、それぞれの着任日から判断し、それぞれ、平成12年4月1日、同14年4月1日、同16年4月1日、同18年4月1日に作成されたものと考えたとのことである。さらに処分庁は、引継書については、訓令33条に定める「第6類」に該当し、その保存期間は、作成又は取得の日から1年未満と記載されていることから、開示請求時点においては、当該4課長の引継書はすべてその保存期間を満了しており、既に廃棄済みであると考え、文書の不存在を理由に不開示決定を行ったと説明する。

諮問庁としては、課長の引継書は、通常、新課長着任の際に作成されるものであることから、A課長、B課長、C課長又はD課長に係る引継書が作成されたのは、上記のとおり、それぞれ平成12年4月1日、同14年4月1日、同16年4月1日、同18年4月1日であると考えても特段不自然な点は認められない。仮に、各年の4月2日以降に作成したとしても、訓令33条及び34条の規定に基づき、第6類に該当する文書の保存期間は、作成又は取得の日から1年未満であること、また、訓令によれば、第6類に該当する文書の場合は、保存期間満了後に行政文書ファイル管理簿に何も記録されることなく廃棄したと考えるのが自然であり、開示請求時点においては、当該4課長分の引継書は存在しないとしても特段不自然な点は認められない。念のため、処分庁をして、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書②に該当する文書の存在を確認できなかった。したがって、関東地方整備局は文書②に該当する文書を保有しているとは認められない。

文書④及び文書⑦における関係機関との打合せ記録や打合せ資料については、その必要性に応じて作成、保存するものであるが、本件審査請求を受け、処分庁をして、当時の担当者に確認させたところ、D課長が

関係機関との打ち合わせを行ったこと自体は事実であるが、打ち合わせの場で用いた資料も存在しなければ、打ち合わせ記録も作成しなかったとのことであった。念のため、処分庁をして、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、本件請求文書の存在を確認できなかった。したがって、関東地方整備局は文書④及び文書⑦に該当する文書を保有しているとは認められない。

文書⑨については、文書名に特定個人の住所及び名字を明らかにして、当該個人の所有地内にある池の状態について明示していると認められる。このため、当該文書の存否を答えることによって、特定の所有者個人の資産について所有地内にある池の状態という事実を明らかにすることとなるが、当該事実自体が法5条1号本文に定める個人識別情報であって、これを公にする法令の規定や慣行はなく、法5条1号ただし書イないしハに該当しないので、同号の不開示情報に該当すると認められる。新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

以上のことから、文書4に該当する文書として、上記(4)において開示することとした4文書を特定すべきであった。

(6) 新たに開示する4文書の不開示情報該当性について

当該4文書には、個人に関する情報及び法人に関する情報が明記されていることが確認できたことから、当該4文書における不開示情報該当性について、以下、検討する。

ア 個人に関する情報について

個人に関する情報として、氏名、電話番号、番地、井戸の位置図、住宅地図の頁、顔写真、住宅の全景写真、印影、ナンバープレートが明記されている。これらの情報のうち、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（当該個人が公務員等である場合において、その職務の遂行に係る情報）のいずれにも該当しない情報については、不開示としたい。

イ 法人に関する情報について

(ア) 企業の内部管理情報であって、本来秘匿されるべき情報について

当該情報を保有する法人の名称については、これを公にすることにより、当該法人が保有する当該情報が明らかとなる場合、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあり、法5条2号イに該当することから不開示としたい。

(イ) 上記(ア)の情報を保有する法人が特定されるおそれがある情報

について

当該情報については、これを公にすると、他の情報と照合されること等により、上記（ア）の情報を保有する法人を特定され、当該法人が保有する上記アの情報が明らかとなる場合、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあり、法5条2号イに該当することから不開示としたい。

（ウ）印影について

当該情報については、これを公にすると、偽造等により悪用されるおそれがあることから、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあり、法5条2号イに該当することから不開示としたい。

（7）その他審査請求人の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、本件請求文書の外に本件請求文書に該当する文書として、上記5（4）に掲げる4文書を新たに特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とし、その余を開示する決定を行うことが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年10月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年12月19日 | 審議 |
| ④ 平成29年1月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件請求文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書Ⅰ及び文書Ⅱ（本件対象文書）を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、新たに別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8の文書を特定すべきである旨主張している。

諮問庁は、理由説明書（上記第3の5）において、文書1ないし文書8も本件請求文書に含まれるものとし、実質的には本件開示請求時に補正がなされたものとした上で、新たに文書8に該当するものとして別紙の3に掲げる文書ⅰないし文書ⅳを特定して改めて開示決定等を行うが、この外に特定すべき文書はない旨説明していることから、以下、文書1ないし文書8を特定することの妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、理由説明書において新たに追加特定する文書 i ないし文書 iv の不開示情報該当性についても説明するが、審査請求人は未だ当該文書に対する開示決定等を受けておらず、反論の機会が与えられていないので、本答申ではこの点に対する判断は示さないこととする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 文書 1, 文書 2 及び文書 5 ないし文書 7 について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、これらの文書を特定しないと判断した経緯等を改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 文書 1, 文書 2 及び文書 5 は、文書名に特定個人（審査請求人）の氏名は明示されていないが、審査請求書の内容から、特定個人（審査請求人）と国土交通省が用地等に関する交渉を行ったことや特定個人（審査請求人）に対して国土交通省が行った具体的な説明記録等を求めているものであり、特定個人（審査請求人）に関する用地の交渉記録等の開示を求めるものであると解される。また、文書 6 及び文書 7 は、文書名に特定個人（審査請求人）の氏名を明示した上で、当該個人に対して国土交通省が非課税の説明を行った際の文書や当該個人に対する補償額明細書の開示を求めるものである。

(イ) したがって、文書 1, 文書 2 及び文書 5 ないし文書 7 の存否を答えることによって、審査請求人と国土交通省との間における、これらの各文書の文書名の記載に係る事実の有無を明らかにするところ、当該事実の有無は、特定個人（審査請求人）に係る法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、これを公にする法令の規定や慣行はないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、同号の不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) このため、文書 1, 文書 2 及び文書 5 ないし文書 7 の存否を答えるだけで、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなることから、新たに文書を特定して開示すべきという審査請求人の主張は認められない。

イ 以下、検討する。

(ア) 文書 6 及び文書 7 は特定個人（審査請求人）の氏名を明示した開示請求である。また、文書 1, 文書 2 及び文書 5 には特定個人の氏名が明示されていないものの、これらが文書 6 及び文書 7 と同一の審査請求書によって審査請求人から文書の特定を求められたものであることに照らせば、文書 1, 文書 2 及び文書 5 は特定 A トンネルについて審査請求人と国土交通省との間の交渉記録に関する文書であることが認められる。

(イ) そうすると、文書 1、文書 2 及び文書 5 ないし文書 7 の開示請求に対し、該当する文書の存否を答えることは、特定個人（審査請求人）と国土交通省との間におけるこれらの各文書に記載の事実の有無（以下「本件存否情報 1」という。）を明らかにするものと認められる。

本件存否情報 1 は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、文書 1、文書 2 及び文書 5 ないし文書 7 については、その存否を明らかにするだけで、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することになると認められるので、諮問庁が、文書 1、文書 2 及び文書 5 ないし文書 7 の存否を明らかにすべきではないとしていることは妥当である。

(2) 文書 3 について

ア 文書 3 について、諮問庁は理由説明書（上記第 3 の 5（2））において以下のとおり説明する。

(ア) 文書 3 は、特定 A トンネル事業に関する引継書等で、平成 20 年 5 月 10 日までに作成されたもの全てであると認められる。

(イ) 特定 A トンネル事業の計画開始から平成 20 年 5 月 10 日までに作成された引継書等で最も新しいものは平成 18 年 4 月に作成された特定国道事務所用地課長の人事異動に伴う引継書である。

(ウ) 引継書については、訓令 33 条に定める「第 6 類」に該当し、その保存期間は、作成又は取得の日から 1 年未満と記載されていることから、開示請求時点において保存期間は満了しており、既に廃棄済みである。念のため、処分庁に対して、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書 3 の存在は確認できなかった。

イ 文書 3 を保有していないとする上記アの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、関東地方整備局において、文書 3 を保有しているとは認められない。

(3) 文書 8 について

ア 諮問庁が別紙の 3 に掲げる文書 i ないし文書 iv を文書 8 に該当するものとして特定した経緯は、理由説明書（上記第 3 の 5（4））のとおりであるが、当審査会事務局職員をして改めてその経緯等を確認さ

せたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

特定Aトンネルの湧水場所と湧水量を示す文書は、別紙の3に掲げる文書iないし文書ivのみであり、外に特定Aトンネルの湧水場所と湧水量を示す文書はなく、関係部署の執務室、書庫、倉庫等を対象として更なる探索をさせたが、文書8に該当する文書として、上記4文書以外の文書の存在は確認できなかった。

イ 文書8に該当する文書は、文書iないし文書ivのみであるとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、文書iないし文書ivの外に特定Aトンネルの湧水場所と湧水量を示す文書が存在すると認めるべき事情も見当たらない。

したがって、諮問庁が、別紙の3に掲げる文書iないし文書ivを文書8に該当するものとして特定し改めて開示決定等をすべきであるとしていることは妥当である。

(4) 文書4について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の4及び5（5））において、文書4は、文書1ないし文書3及び文書5ないし文書8並びに別件の関連開示請求で請求された別表の2欄に掲げる文書①ないし文書⑨のことである旨説明する。

このうち、文書1ないし文書3及び文書5ないし文書8については、上記（1）ないし（3）で述べたとおりであるから、以下、その余の文書①ないし文書⑨について検討する。

ア 文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文書⑨について

（ア）これらの文書については、関連処分において不開示又は一部開示決定とされているところ、諮問庁は、本来、法8条により存否応答拒否すべきであったことから、これらの文書について不開示又は一部開示とした関連処分は結論において妥当であるとしている。

このため、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、これらの文書につき不開示又は一部開示と判断した経緯等を改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

a 文書①、文書③、文書⑥及び文書⑨は、特定個人（審査請求人）の氏名を明示した上で、審査請求人と関東地方整備局との用地交渉に関する記録及び審査請求人宅の池水枯れに関する資料の開示を求めるものであり、また、文書⑤及び文書⑧については、特定個人（審査請求人）の氏名こそ明示されていないが、関連開示請求における3度にわたる補正の記載ぶりから、同じく審査請求人と関東地方整備局との用地交渉における立木伐採及び口頭承諾に関する記録の開示を求めていることは明らかである。

b したがって、文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文

書⑨の存否を答えることによって、審査請求人と関東地方整備局との間における、これらの各文書の記載に係る事実の有無を明らかにするところ、当該事実の有無は、特定個人（審査請求人）に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、これを公にする法令の規定や慣行はないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、同号の不開示情報に該当すると認められる。

- c このため、文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文書⑨の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定に基づき、本来、存否応答拒否により不開示とすべきものであった。

(イ) 以下、検討する。

- a 文書①、文書③、文書⑥及び文書⑨は特定個人（審査請求人）の氏名を明示した開示請求である。また、文書⑤及び文書⑧の各文書の記載は、特定個人の氏名が明示されていないものの、これらが文書①、文書③、文書⑥及び文書⑨と同一の開示請求書により開示請求がされたものであることに照らせば、文書⑤は審査請求人が所有していた立木の伐採に関する文書であり、文書⑧は審査請求人の口頭承諾に関する文書であるものと認められる。

実際、当審査会において、関連開示請求の際の処分庁と審査請求人との間の3度に渡る開示請求書の補正に関する記録を確認したところ、文書⑤及び文書⑧に係る開示請求が上記趣旨のものであることを裏付ける趣旨の記載が認められる。

- b そうすると、文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文書⑨の開示請求に対し、該当する文書の存否を答えることは、特定個人（審査請求人）と関東地方整備局との間におけるこれらの各文書に記載の事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにするものと認められる。

本件存否情報2は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文書⑨については、その存否を明らかにするだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになると認められるので、諮問庁が、文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文書⑨の存

否を明らかにすべきでないとしていることは妥当である。

イ 文書②、文書④及び文書⑦について

(ア) これらの文書は、関連処分2において、文書不存在を理由に不開示とされており、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、これらの文書につき不開示と判断した経緯等を改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

a 文書②について

課長の引継書は、通常、新課長着任の際に作成されるものであることから、当該4課長に係る引継書が作成されたのは、各課長が着任した平成12年4月1日、平成14年4月1日、平成16年4月1日及び平成18年4月1日であると考えられる。仮に、各年の4月2日以降に作成したとしても、訓令33条及び34条の規定に基づき、これらの第6類に該当する文書の保存期間は、作成又は取得の日から1年未満であること、また、訓令によれば、第6類に該当する文書の場合は、保存期間満了後に行政文書ファイル管理簿にいつ廃棄をしたか記録する必要もないことから、保存期間満了後に行政文書ファイル管理簿に何も記録されることなく廃棄したと考えられ、開示請求時点においては、当該4課長分の引継書は存在しない。

念のため、処分庁をして、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書②に該当する文書の存在を確認できなかった。

b 文書④及び文書⑦について

関係機関との打合せ記録については、その必要性に応じて作成、保存するものであるが、当該関係機関との打合せは、経緯説明等の軽微な打合せを行ったにすぎず、特段の資料を使用した事実はなく、打合せ記録も作成しなかった。念のため、処分庁をして、関係する課や事務所の執務室、倉庫及び書庫等も探索させたが、文書④及び文書⑦に該当する文書の存在を確認できなかった。

(イ) 文書②、文書④及び文書⑦を保有していないとする上記(ア)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、関東地方整備局において、文書②、文書④及び文書⑦を保有しているとは認められない。

(5) したがって、関東地方整備局において、別紙の3に掲げる文書iないし文書ivの外に、審査請求人が特定すべきであるとする別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8に該当するものとして特定すべき文書を保有し

ているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件諮問は、審査請求後、約7年4か月を経過している。本件対象文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした決定につき、審査請求人が別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8を特定すべきとしていることについて、諮問庁が文書iないし文書ivを特定して改めて開示決定等をすべきとしていることについては、文書1、文書2及び文書5ないし文書7並びに文書4のうち文書①、文書③、文書⑤、文書⑥、文書⑧及び文書⑨の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当すると認められ、また、関東地方整備局において、別紙の3に掲げる文書iないし文書ivの外に、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8に該当するものとして特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定Bトンネル（特定Aトンネル）の計画交渉開始から2008年現在に至るすべての情報，引継書等一切。

2 本件対象文書

文書Ⅰ 特定年度W 特定Aトンネル詳細設計業務委託設計報告書・数量計算書

文書Ⅱ 特定年度Y 特定A第二トンネル詳細修正設計業務委託（トンネル編）設計報告書

3 改めて開示決定等をすべき文書

文書ⅰ 特定年度W特定バイパス水文調査報告書

文書ⅱ 特定年度X特定バイパス（その2）水文調査報告書

文書ⅲ 特定年度Y特定バイパス水文調査（その3）報告書

文書ⅳ 特定年月度Z水文調査結果

別表

1 本件審査請求で特定漏れと指摘された文書	2 1 欄の文書の内容	3 諮問庁の説明	4 改めて特定すべき文書
文書 1 特定 A トンネルの計画開始から 2008 年 5 月 10 日に至る全ての交渉記録		その存否を答えるだけで法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、審査請求人の主張は認められない。	なし
文書 2 非課税法上の非課税猶予期間の交渉に係る書面（用地交渉記録の具体的書面）		その存否を答えるだけで法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、審査請求人の主張は認められない。	なし
文書 3 特定 A トンネルの計画開始から 2008 年 5 月 10 日に至る全ての引継書等の資料	特定国道事務所用地課長の引継書等	既に廃棄済みで不存在のため、審査請求人の主張は認められない。	なし
文書 4 特定 A トンネルの計画開始から 2008 年 5 月 10 日に至る全ての資料	1 欄の文書 1 ないし文書 3 及び文書 5 ないし文書 8 並びに関連処分で特定された以下の文書 ① ないし文書 ⑨。 文書 ① 特定 A トンネルの交渉開始から現在	文書 1 ないし文書 3 及び文書 5 ないし文書 8 については、各文書の 3 欄の説明のとおり。 文書 ①，文書 ③，文書 ⑤，文書 ⑥，文書 ⑧ 及び文書 ⑨ につい	文書 8 の 4 欄のとおり。

	<p>に至る（２００９年１１月）審査請求人と国との交渉記録その他本件に関する一切 文書② A課長，B課長，C課長及びD課長の引継ぎ書 文書③ 特定Aトンネルの計画開始から現在に至る審査請求人と国の交渉記録一切 文書④ D課長と特定税務署との打ち合わせ記録及びその際の打ち合わせ資料のすべて 文書⑤ 立木伐採（特定Aトンネル上部の側道部分）に関する第1回伐採の記録 文書⑥ ２００６年春頃，特定Aトンネル上部で審査請求人に連絡ないまま行った第2回立木伐採の記録すべて 文書⑦ D課長の税務署及び特定a国税不服審判所（国税不服</p>	<p>て，その存否を答えることは，法5条1号の不開示情報を開示することとなることから，審査請求人の主張は認められない。 文書②，文書④及び文書⑦について，文書不存在のため，審査請求人の主張は認められない。</p>	
--	---	---	--

	<p>審判所特定bも含む)との打ち合わせ記録及びその際の打ち合わせ資料のすべて</p> <p>文書⑧</p> <p>2000年7月頃, 特定Aトンネルにおいて口頭承諾を得たとする記録のすべて</p> <p>文書⑨</p> <p>特定Aトンネル及び特定Cトンネルの掘削により発生した, 特定地番特定個人の家の池水枯れに関する資料のすべて</p>		
<p>文書5</p> <p>口頭承諾をされたとする以前の補償額明細書</p>		<p>その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため, 審査請求人の主張は認められない。</p>	なし
<p>文書6</p> <p>同期間の特定Aトンネルの非課税の件の審査請求人等に対する説明文書等</p>		<p>その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため, 審査請求人の主張は認められない。</p>	なし
<p>文書7</p> <p>国が特定市経由で審</p>		<p>その存否を答えるだけで法5条</p>	なし

<p>査請求人に渡したとされる補償額明細書等</p>		<p>1号の不開示情報を開示することとなるため、審査請求人の主張は認められない。</p>	
<p>文書8 特定Aトンネルの湧水場所と湧水量</p>	<p>特定Aトンネルの湧水場所と湧水量を示す文書</p>	<p>4欄の4文書を新たに特定。</p>	<p>文書 i 特定年度W 特定バイパス水文調査報告書 文書 ii 特定年度X 特定バイパス（その2）水文調査報告書 文書 iii 特定年度Y 特定バイパス水文調査（その3）報告書 文書 iv 特定年月度Z 水文調査結果</p>